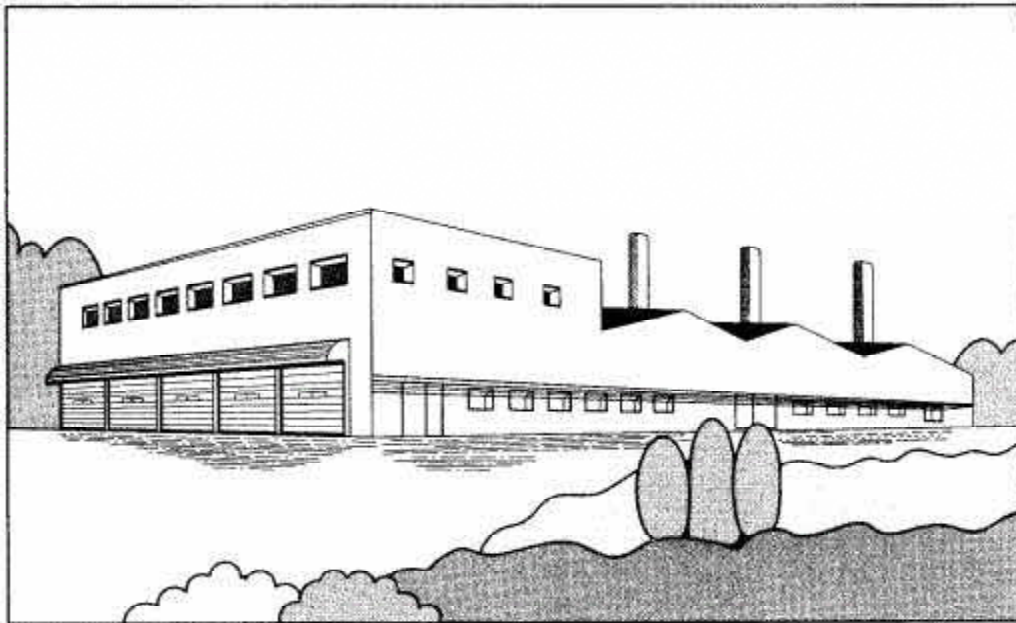


工場立地法に基づく特定工場の届出

—届出の手引—



平成29年3月

北海道経済部産業振興局産業振興課

目 次

第1 工場立地法について	-----	1
1 届出の義務	-----	1
2 届出対象となる工事又は事業場の範囲	-----	1
3 準則の概要	-----	1
4 届出の流れ	-----	1
5 届出の種類	-----	2
6 届出書の受理	-----	3
7 実施の制限	-----	4
8 氏名等の変更の届出	-----	4
9 承継の届出	-----	4
10 届出の書類	-----	5
第2 準則について	-----	6
1 生産施設、環境施設の面積（既存工場を含む）	-----	6
2 工業団地の特例	-----	13
3 工業集合地の特例	-----	13
第3 用語等の解釈について	-----	17
1 製造業に係る工場又は事業場	-----	17
2 一の団地（連続した一区画内の土地）	-----	17
3 工場等の敷地面積	-----	19
4 工場等の建築面積	-----	20
5 生産施設	-----	20
6 生産施設の面積の測定方法	-----	24
7 緑地	-----	27
8 緑地の面積の測定方法	-----	30
9 緑地以外の環境施設	-----	32
10 緑地以外の環境施設の面積の測定方法	-----	34
11 緑化工事の終了時期	-----	34
12 環境施設の配置	-----	35
第4 様式集	-----	36
第5 届出書類の提出先	-----	62

第1 工場立地法について

1 届出の義務

工場立地法（昭和34年法律第24号）においては、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場又は事業場を新設又は変更する場合には、事前に計画を届け出ることが義務づけるとともに、その届出の内容を審査し、必要があるときは勧告、命令を行う体系をとっています。

したがって、第1に届出をする必要があるときは必ず届出をすること、第2にその届出の内容に虚偽のないことの2点が、この法体系の最も重要なポイントとなっており、この届出義務を担保するため、6月以下の懲役を含む罰則規定を設けています。

2 届出の対象となる工場又は事業場の範囲（法第6条第1項、令第1条、第2条）～ 17P参照

製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力、地熱及び太陽光発電所を除く。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）であって、連続した一区画内の土地における規模が次のいずれかに該当するもの（以下「特定工場」という。）。
敷地面積 9,000㎡以上
建築面積の合計 3,000㎡以上

敷地面積	9,000㎡以上
建築面積の合計	3,000㎡以上

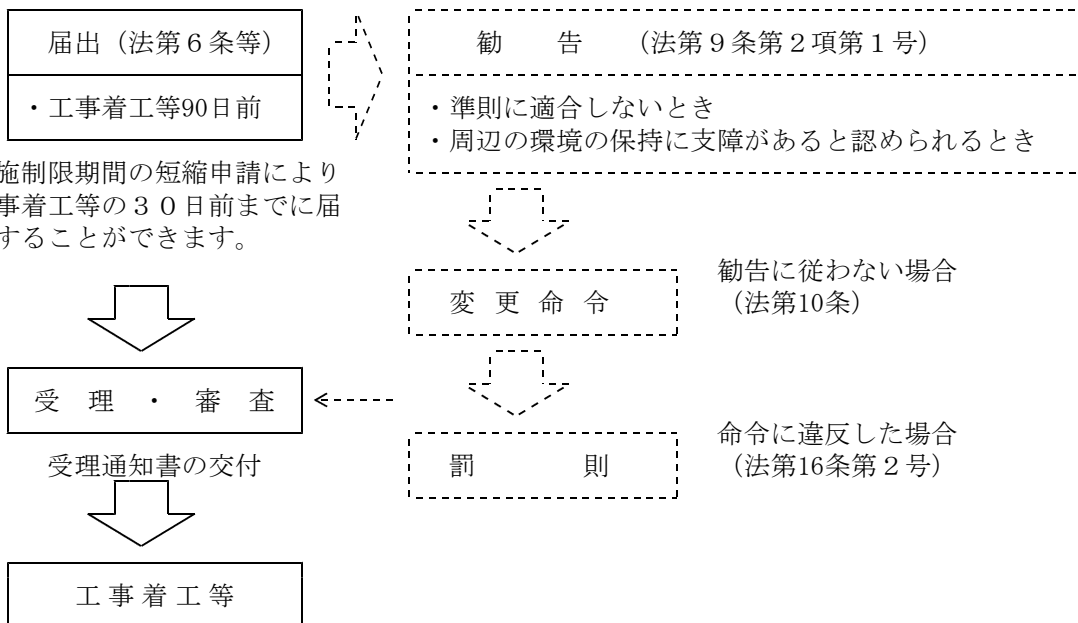
3 準則の概要

準則は、明確な水準を示すものであり、指針や参考ではなく、事業者がこれに拠るべき基準であり、特定工場は、次の準則で定める内容に適合しなければなりません。

- 敷地面積に対する生産施設面積の割合 30～65%以内
（業種によって7段階に区分）～9P参照
- 敷地面積に対する緑地面積の割合 20%以上
- 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。）の割合 25%以上
- 敷地周辺部に設置する敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む。） 15%以上

※ 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）に対しては、特例措置が設けられている。～7P参照

4 届出の流れ



実施制限期間の短縮申請により
工事着工等の30日前までに届
出することができます。

5 届出の種類

特定工場には、次のとおり届出義務があります。

(1) 新設の届出（法第6条第1項）

特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）を行う場合には、工事開始時の90日前までに届出を行う必要があります。

- | | | |
|---------------------------------------|---|----------------|
| ア 埋立、造成工事を伴うもの | → | 埋立、造成工事の開始時 |
| イ 埋立、造成工事を伴わないで
生産施設等の設置工事から開始するもの | } | 生産施設等の設置工事の開始時 |

(2) 変更の届出（法第7条第1項、法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項）

ア 届出を要する者

(ア) 法第6条第1項の政令(特定工場の除外業種及び規模の下限)の改廃があった場合に、新たに適用を受けることになる特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が、その後最初に変更を行う場合（法第7条第1項）

(イ) 既存工場（昭和49年6月28日に特定工場を設置している者、又は設置の工事をしていた者）で特定工場の規模を有する者が、昭和49年6月29日以後最初に変更（軽微なものを除く。）を行う場合（一部改正法附則第3条第1項）

(ウ) 新設の届出又は上記に係る変更の届出をした者がその後変更（軽微なものを除く。）を行う場合（法第8条第1項）

イ 軽微な変更（規則第9条）

次に掲げる変更のみの場合は、軽微な変更として取り扱い、届出を要しません。ただし、次回届出を行うときに、変更した内容を届け出てください。

- ① 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ② 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- ③ 生産施設の撤去
- ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設により、それぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）
- ⑥ 緑地の削減による面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由によりすみやかに行う必要がある場合に限る。）

ウ 届出を要する変更事項

(ア) 製品 (イ) 敷地面積 (ウ) 建築面積 (エ) 生産施設の面積 (オ) 緑地、環境施設の面積及び配置
--

(ア)製品

- a 日本標準産業分類における3ケタ分類に属する業種が、他の3ケタ分類に属する業種となるような変更（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）が行われる場合
- b 当該工場に適用される、準則で定める生産施設面積率に変更となる業種の変更が行われる場合
- c 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数に変更となる業種の変更が行われる場合

(イ)敷地面積～19P参照

敷地面積の変更とは、工場敷地の買い増し、一部の売却、子会社、下請会社等への貸与、公有水面の埋め立て等工場の敷地面積が増加又は減少することをいい、工場敷地の買い増しや一部の売却等を行う場合は、当該不動産の移転登記の90日前までに敷地面積の変更の届出が必要となります。

(ウ)建築面積～20P参照

建築面積を変更する場合に、同時に生産施設、緑地及び環境施設の面積の変更並びに環境施設の配置の変更を行う場合は、建築面積の変更の届出が必要となります。

(エ)生産施設の面積～20P以降参照

工場建屋、屋外プラント類等の生産施設の増設、スクラップアンドビルド等は、生産施設の面積の変更に該当し、生産施設面積の変更の届出が必要となります。

- * スクラップアンドビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいいます。例えば、工場建屋の一部又は全部を土台から取り壊して当該部分を新たに設置し直すこと、又は屋外プラントの本体を取り壊して新たなプラント本体を設置することは、スクラップアンドビルドに該当します。

(オ)緑地、環境施設の面積及び配置～27P以降参照

緑地、環境施設の面積の減少とは、さく、置石、へい等で区画された土地の場合は、その区画の面積の減少（除去を含む。）を行う場合をいい、緑地で区画がない場合は、緑地として面積を測定した部分を除去するか一部を緑地以外の他の用途に使用する等緑地といえる状態でなくなる場合を緑地の面積の減少といい、こうした場合には、緑地の面積の変更又は環境施設の面積の変更の届出が必要となります。

6 届出書の受理

工事等の開始日（工事を伴わない場合には、土地の移転登記又は契約日、製品の変更の日）から90日（法第11条第2項（7のイ（次ページ））の申請を行う場合は30日）前までに新設・変更の届出書が受理されている必要があります。

なお、期間の計算には、届出の受理日及び工事等の開始日は含みません。

7 実施の制限（法第11条）

ア 実施の制限

届出が受理された日から90日間してはならない新設、変更とは、次のとおりです。

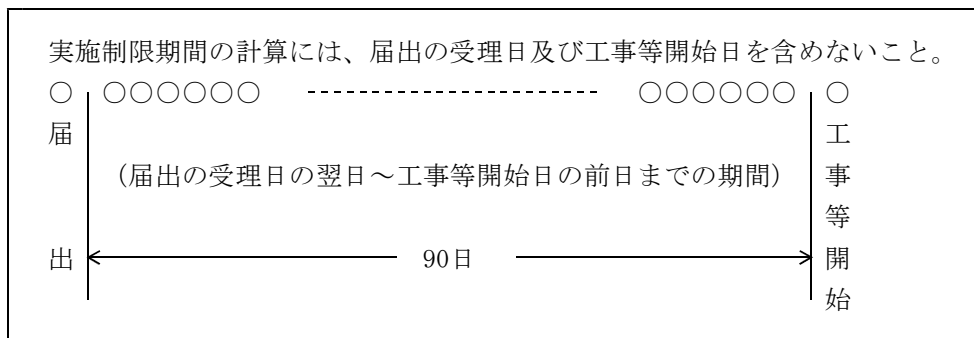
<新設>

次のいずれかの工事に着手すること

- ① 埋立工事
- ② 造成工事
- ③ 建築物、生産施設又は緑地その他の環境施設などの設置等に係る工事

<変更>

- ① 変更のための工事を伴う場合は、その工事に着手すること
- ② 変更の工事を伴わない場合
 - ・ 敷地面積の変更 ----- 土地の移転登記（移転登記を伴わない場合は契約）の時点
 - ・ 製品の変更 ----- 製品を変更する時点



イ 実施制限期間の短縮（法第11条第2項）

届出が受理された日から90日間は、新設、変更の工事等の実施が制限されますが、審査の結果原則として届出の内容が法第9条の勧告の要件(※)に該当しないと認められるときは、必要に応じてこの期間を短縮し、工事等の実施期間を解除することができることとなっています。

※ 法第9条の勧告の要件

- ① 特定工場の新設等によってその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。
- ② 当該地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を他の業種の製造業等の用に供することが国民経済上きわめて適切なものであると認められるとき。
- ③ 生産施設の面積等に係る届出の内容が工場立地に関する準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ④ 指定地区に立地する特定工場からの汚染物質の排出量等の届出が同地区の他の工場の汚染物質との重合によりその周辺地域における大気又は水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

8 氏名等の変更の届出（法第12条）

新設又は変更の届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更したときは、変更した日から、遅滞なく、氏名等の変更の届出が必要です。

ただし、社長等代表者の交代による氏名の変更は、届出を必要としません。

9 承継の届出（法第13条第3項）

新設又は変更の届出をした者の地位を承継した次の者は、承継した日から、遅滞なく、承継の届出が必要です。

ア 特定工場の譲受人、借受人

イ 届出者が個人の場合の、届出をした者の相続人

ウ 届出者が法人の場合の、届出をした者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人

10 届出書類

(1) 新設又は変更の届出書類

No.	届 出 書 類	様 式	新 設	変 更	
				一部改正 法附則3 条1項	法8条1 項
1	特定工場新設（変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎
	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書	様式 B			
2	特定工場における生産施設の面積	別紙 1	◎	◎	○
3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙 2	◎	◎	○
4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙 3	▲	▲	○
5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙 4	△	△	○
6	特定工場の事業概要説明書	様式例第1	◎	◎	○
7	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図	様式例第2	◎	◎	○
8	特定工場用地利用状況説明書	様式例第3	◎	◎	○
9	特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第4	◎	◎	○
10	特定工場における建築面積、生産施設面積、緑地及び環境施設面積一覧表	任 意	◎	◎	○
11	生産工程図	任 意	◎	◎	○
12	特定工場における各種図面及び表	任 意	◎	◎	○

注1 ◎…提出することが必要な書類

○…変更事項により提出することが必要な書類

▲…工業団地に設置される特定工場が、法第4条第1項第3号イに掲げる特例(13P参照)の適用を受けようとする場合に提出する書類

△…工業集合地に設置されている特定工場が、法第4条第1項第3号ロに掲げる特例(13P参照)の適用を受けようとする場合に提出する書類

注2 特定工場新設（変更）届出と併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No. 1の「特定工場新設（変更）届出書（様式第1）」に代えて、「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式B）」を提出します。

(2) 氏名等の変更の届出書類

氏名（名称、住所）変更届出書（様式第3）

* 氏名（名称、住所）変更の確認のため、場合により法人登記簿謄本（写）等が必要となります。

(3) 承継の届出書類

特定工場承継届出書（様式第4）

* 承継の確認のため、場合により法人登記簿謄本、合併契約書（写）等が必要となります。

(4) 届出書類の作成方法

ア 用紙の大きさ

図面、表などのやむを得ないものを除き、日本工業規格A4版としてください。

イ 用紙のとじ方

(ア) 4の(1)の届出書類の項で掲げた順序(No1～No12)のとおりにとじることとしますが、No12の図面及び表については、書類の最後に封筒をとじ込んでその中に挿入してもかまいません。

(イ) 代理人による届出の場合は、委任状を、様式第1（又は様式B）のあとにとじ込んでください。

第2 準則について

1 生産施設、環境施設の面積（既存工場を含む。）

(1) 新設工場の生産施設、環境施設の面積

摘 要		敷地面積に対する割合	面積の測り方	
生産施設	製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）の 電気供給業における発電工程の ガス供給業におけるガス供給工程の 熱供給業における熱供給工程の	業種別に 30%から65%	工場建屋	屋外プラント
	<ul style="list-style-type: none"> ・機械又は装置が設置される建築物（工場建屋） ・屋外の機械又は装置などの生産プラント（屋外プラント） 		建築基準法施行令に定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20%以上 緑地面積のうち重複緑地等は25%以内	25%以上 うち工場等敷地周辺部に設置する敷地面積の15%以上	（樹林地） 原則として土地の面積 （低木、地被植物） 低木又は地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等で工場又は事業場の周辺地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているもの 		（修景施設、屋外運動場、広場） 区画された土地又は施設の面積 （屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設） 建築物の水平投影面積 （雨水浸透施設） 区画された土地又は施設の面積（当該施設が地表に出ている面積に限る。）

〔地域準則〕

工場立地法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、これまで全国一律であった緑地面積率（20%）・環境施設面積率（25%）について、国が定める基準の範囲内で、都道府県及び市が、地域の実情に応じて独自に条例により設定できるようになりましたが、北海道では、当面の間は地域準則を定めず、国が定める率を引き続き適用することとしています。

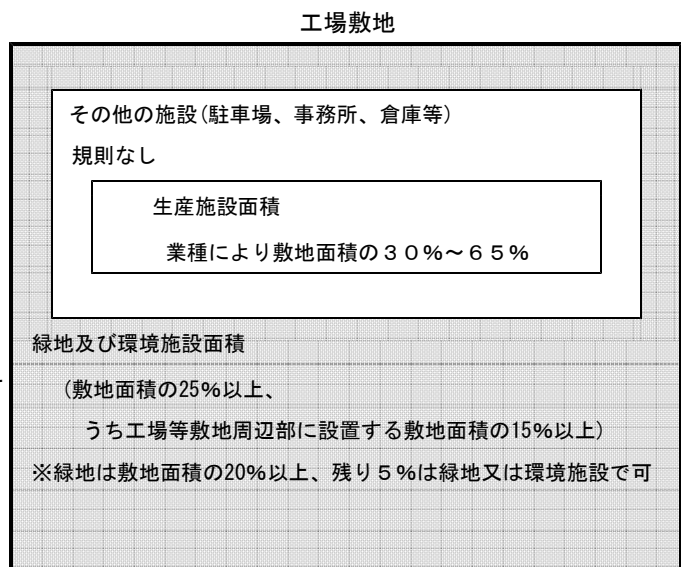
準則における工場敷地利用の考え方

※環境施設には、緑地を含みますので、

緑地面積率を20%確保すれば、同時に環境施設面積率も20%確保したこととなり、敷地面積5%以上の面積の緑地以外の環境施設を確保すれば、環境施設面積率25%以上確保するという準則に適合することとなります。

また、緑地面積率を25%以上確保すれば、同時に環境施設面積率も25%以上確保したこととなりますので、緑地以外の環境施設を設置する必要はありません。

ただし、工場敷地周辺部に敷地面積に対して15%以上の環境施設（緑地を含む。）を設置する必要があります。



(2) 既存工場の生産施設、緑地、環境施設の面積 ～ 特例(緩和)措置

ア 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等(以下「既存工場等」という。)において、昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、準則第1条の規定に適合する生産施設の面積、同第2条の規定に適合する緑地の面積及び同第3条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、それぞれの次の各号に掲げる式によって行います。～二以上の業種に属する場合の算定式等は11P参照。

(ア) 単一業種の既存工場が増設できる生産施設の面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とします。

これらの式において、 P 、 γ 、 S 、 P_0 、 α 及び P_1 は、それぞれ次の数値を表します。

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

S 当該既存工場等の敷地面積

P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計

α 当該既存工場等が属する別表第2の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる数値

P_1 昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計(昭和49年6月29日以後に生産施設の面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの)

(イ) 単一業種の既存工場が生産施設の増設に伴い設置すべき緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$

とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とします。

これらの式において、 G 、 P 、 γ 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表します。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

下記の1、2のいずれの要件とも満たし、周辺の地域的生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、上記の算定式により求まる緑地の面積に満たなくとも建替を可能とします。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

1 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善されること

2 生活環境保全等要件

以下の①から③のいずれか1つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

(ウ) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$

とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とします。

これらの式においてE、P、 γ 、 E_0 、S及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとします。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する別表第1の左欄に掲げる業種についての同表の右欄に掲げる割合

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

下記の1、2のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさない場合には、算定式により求まる環境施設の面積に満たなくとも建替えを可能とします。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

1 対象工場要件

以下の①かつ②に該当する場合

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。
- ② 建替え後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること。

2 生活環境保全等要件

以下の①から③のいずれか1つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

別表第 1

(平成 27 年 5 月 25 日付け財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号により一部改正)

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第 1 種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	100 分の 30
第 2 種	伸鉄業	100 分の 40
第 3 種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	100 分の 45
第 4 種	鋼管製造業及び電気供給業	100 分の 50
第 5 種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	100 分の 55
第 6 種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	100 分の 60
第 7 種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	100 分の 65

別表第2

(平成20年5月26日付け財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号により一部改正)

業種の区分	既存生産施設用 敷地計算係数
他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品材製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)、石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。)、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉によらない製鉄業、製鋼及び製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鋳鉄製造業を除く。)、非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消化装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。)、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1. 4
ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

兼業の特例計算式（複数業種の場合）

1 兼業の新設工場

工場等が別表第1（9P）の上欄に掲げる二以上の業種に属するときは、新設の規定に適合する生産施設の面積の算定は、次の式によって行うものとします。

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

2 兼業の既存工場等について

昭和49年6月29日以後に既存工場等において生産施設的面積の変更が行われるときは

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} \text{ とします。}$$

1と2の式において、n、Pi、 γ_i 、S、m、P0i 及び α_i は、それぞれ次の数値を表わすものとします。

- n 当該工場等が属する業種の個数
- Pi i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計（i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は当該減少に係る面積の合計を減じたもの）又は既存工場等が昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設的面積の変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に i 業種に属する生産施設的面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）
- γ_i i 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合
- S 当該工場等の敷地面積
- m 昭和49年6月28日における当該既存工場等が属する業種（その日に設置のための工事が行われている生産施設が属する業種を含む。）の個数
- P0i 昭和49年6月28日に設置されている i 業種に属する生産施設的面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設的面積の合計
- α_i i 業種についての別表第2の下欄に掲げる数値

3 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは

$G \geq 0$ とします。

これらの式において、G、n、Pj、 γ_j 、G0、S 及びG1は、それぞれ次の数値を表わすものとします。

- G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- n 当該既存工場等が属する業種の個数
- Pj 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
- γ_j 業種についての別表第1の下欄に掲げる割合
- G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- S 当該既存工場等の敷地面積
- G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、n、P_j、γ_j、E₀、S及びE₁は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E	当該変更に伴い設置する環境施設の面積
n	当該既存工場等が属する業種の個数
P _j	当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
γ _j	業種についての別表第 1 の下欄に掲げる割合
E ₀	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
S	当該既存工場等の敷地面積
E ₁	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

5 兼業かどうかの判断

1 の工場が兼業かどうかの判断は、原則として当該工場から出荷される製品で判断する。

- ① 自動車工場やピアノ製造工場のように当該工場生産されるすべての半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものである場合は、兼業扱いとせず、最終の製品の製造業の工場とする。
- ② 工場生産される半製品又は中間製品が当該工場の最終の製品のためのものであるとともに、当該工場から出荷もされる場合には、最終の製品の製造業と当該出荷される半製品又は中間製品の製造業を兼業している工場とする。
- ③ 工場の生産形態で業種分類がなされる工場の場合（例えば、高炉による製鉄業、電気炉による製鋼及び圧延業、石油化学系基礎製品製造業、石油精製業等の工場は複数の製品を一貫工程の範囲で生産・出荷するが1つの工場として取り扱われている。）は出荷される製品の種類の如何によらず一つの業種の工場として取り扱う。

（例1）段ボールシートと段ボール箱を製造している工場の場合、段ボールシートと段ボール箱をそれぞれ出荷する場合は、段ボールシート製造業（加工紙製造業）及び段ボール箱製造業（紙製容器製造業）の兼業であるが、段ボールシートを全部段ボール箱にして段ボール箱のみ出荷する場合は、この工場は段ボール箱製造業に属する。

（例2）棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を一貫して製造する工場は高炉による製鉄業に属するが、表面処理、伸線等を含めて行う場合も高炉による製鉄業に属する。

（例3）パルプから紙を一貫して製造する工場、紙製品及び紙製容器を合わせて製造し、それぞれ出荷する場合は、パルプ製造業及び紙製造業、紙製品製造業、及び紙製容器製造業の兼業である。

2 工業団地の特例（法4条第1項第3号イ、準則第5条）

次の工業団地（製造業等に係る2以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）に工場又は事業場を設置する場合には、工業団地入居工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積は、工業団地の非分譲の緑地、環境施設等（工業団地共通施設）を含めて計算できることとしています。
～15P参照

[工業団地の特例的基準が適用される工業団地]

工業団地名	所在地
崎守埠頭都市再開発団地	室蘭市
苫小牧東部地域	苫小牧市、厚真町、安平町
帯広製材団地	帯広市
広島第二工業団地	北広島市
岡山工業団地	岩見沢市
安平工業団地	安平町
函館臨空工業団地	函館市
石狩湾新港工業団地	石狩市、小樽市
大塚グループ工業団地	釧路市
千歳臨空工業団地	千歳市
芦別団地	芦別市
空知団地	美唄市、奈井江町
大曲新工業団地	北広島市
早来臨空工業団地	安平町
大曲第三工業団地	北広島市
南幌工業団地	南幌町
札幌ハイテクヒル真栄	札幌市
東神楽工業団地	東神楽町
音更町 I C 工業団地	音更町
北広島輪厚工業団地	北広島市

3 工業集合地の特例（法第4条第1項第3号ロ、準則第6条）

工業集合地（製造業等に係る2以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地（工業団地を含むものを含む。）をいう。以下同じ。）に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合には、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められる場合には、工場敷地面積、緑地面積及び環境施設面積を計算上求める方法として、隣接緑地等の面積を当該隣接緑地等の整備につき工場集合地に工場等を設置する者が負担する費用の割合に応じて比例配分し、固有の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算できるものです。 ～16P参照

(1) 工業集合地の定義

- ア 「製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する」とは、二以上の製造業等に係る工場又は事業場の用に供するための敷地を指し、住宅等の用に供するための敷地は含まない。
- イ 「土地」は、工業団地のように計画的に取得され、又は造成される必要はなく、既存の工業地帯のように、従来からの事業活動の過程で工場等が自然発生的に集中して立地する土地でもよい。
- ウ 「一団の土地」とは、物理的に一連の土地の他、道路、川等に分断されていても、一体性をもった土地を含む。ただし、工場等の用に供するための敷地が二以上であっても各々が点在して存在する場

合には対象とならない。

(2) 隣接緑地等の定義等

ア 「工業集合地に隣接する」とは、工業集合地に少なくとも一部隣接している必要があり、住宅等を隔てたいわゆる「飛び緑地」は認めない。

イ 「計画的に整備される」とは、工業集合地の形成に伴って、緑地等が計画的に整備される場合を指し、手入れのされない単なる自然林、原始林や工業集合地の形成と無関係に整備された緑地等は該当しない。

また、整備とは、敷地の取得又は造成のみだけでなく、緑地及び環境施設の設置又は管理までも含む概念であるため、造成を伴わず、単に管理がなされる場合であっても特例の対象となる。

ウ 「緑地」の認定にあたっては、下記の要件を満たすよう配慮するものとする。

- ① 地域の周辺生活環境との調和に資すること
- ② 敷地外における緑地などについても恒久性が担保されること
- ③ 地域における緑地などの整備の前進につながること
- ④ 緑地等の整備又は管理に要する費用の一部を事業者が、原則負担していること

エ 例外的なケースとして、地方公共団体が全額費用を負担して緑地等を整備する場合であっても、当該緑地等が法第4条第1項第3号ロ(工業集合地)に定める要件に合致するとともに、周辺的生活環境の改善に寄与する場合には、特例の対象から除外せず、北海道又は市の判断で適用を行うことができます。

工業団地の特例計算式

1 敷地面積

$$\frac{\text{当該工場等の敷地面積 } \text{m}^2 + \text{工業団地共通施設の面積 } \text{m}^2}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積 } \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right)} \times \text{当該工場等の敷地面積 } \text{m}^2 = \text{m}^2 \cdots \cdots A$$

└──────────┘
→ Xとする。

2 緑地の面積

$$\frac{\text{当該工場等の緑地面積 } \text{m}^2 + \text{工業団地共通施設のうち緑地面積 } \text{m}^2}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積 } \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right)} \times X = \text{m}^2 \cdots \cdots B$$

3 環境施設の面積

$$\frac{\text{当該工場等の環境施設面積 } \text{m}^2 + \text{工業団地共通施設のうち環境施設面積 } \text{m}^2}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積 } \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right)} \times X = \text{m}^2 \cdots \cdots C$$

・生産施設面積率 $\frac{\text{当該工場等の生産施設面積}}{A} \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 = \quad \%$

・緑地面積率 $\frac{B}{A} \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 = \quad \%$

・環境施設面積率 $\frac{C}{A} \left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 = \quad \%$

4 特例を適用するか否かの基準

工業団地の計算特例は、緑地等の工業団地共通施設を当該工業団地について一体のものとして取扱うことが適切であると判断される場合に適用することとするが、その判断の基準は次のとおりである。

①工業団地の造成の計画に一体性があり、かつ、計画の確実性が高いものであること。

②工業団地の共通施設の面積の合計がある程度まとまった大きさを持ち、その中で緑地の面積の割合が20%以上かつ環境施設の面積の割合が25%以上であって、当該環境施設の配置も、周辺的生活環境の保持に積極的に貢献するよう配慮されていること。

ただし、国の準則に代えて適用される条例を制定している地域に存する工業団地においては、緑地面積及び環境施設面積の割合はそれぞれその条例に定められる値とする。

なお、計算特例では一つの工業団地の工場のうち一部工場にのみ適用することはせず、工業団地ぐるみで適用するか否かを判断するものとする。

工業集合地の特例計算式

1 敷地面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の敷地面積} + \text{隣接緑地等の面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad \text{m}^2 + \quad \text{m}^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \dots\dots\dots \text{A}
 \end{aligned}$$

2 緑地の面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の緑地面積} + \text{隣接緑地等のうち緑地面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad \text{m}^2 + \quad \text{m}^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \dots\dots\dots \text{B}
 \end{aligned}$$

3 環境施設的面積

$$\begin{aligned}
 & \text{当該工場等の環境施設面積} + \text{隣接緑地等のうち環境施設面積} \times \\
 & \quad \frac{\text{隣接緑地等の整備につき当該工場等を設置する者が負担する費用}}{\text{隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場等を設置する者が負担する費用の総額}} \\
 = & \quad \text{m}^2 + \quad \text{m}^2 \times \frac{\text{円}}{\text{円}} \quad \dots\dots\dots \text{C}
 \end{aligned}$$

・生産施設面積率	$\frac{\text{当該工場等の生産施設面積}}{\text{A}}$	$\left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 =$	%
・緑地面積率	$\frac{\text{B}}{\text{A}}$	$\left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 =$	%
・環境施設面積率	$\frac{\text{C}}{\text{A}}$	$\left(\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \right) \times 100 =$	%

第3 用語等の解釈について（工場立地法解説・運用例規集から）

1 製造業等に係る工場又は事業場

(1) 「製造業等」の範囲は、原則として日本標準産業分類（総務省）による製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気業、ガス業又は熱供給業とする。農林漁業、鉱業、建設業、卸売業、小売業、金融保険業、不動産業、鉄道業、倉庫業、運輸業、サービス業等は含まれない。

また、製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取ること。）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車輛製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

(2) 「製造業等に係る工場又は事業場」とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は生産施設を有しないので工場等としない。

次のようなものは製造業等に係る工場又は事業場に含まれないと考えられる。

[工場又は事業場に含まれないもの]

- ① 工場とは別の団地（工業団地ではなく、「一の団地」の団地を意味する。）にある、独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等（これらに付随して、選別、梱包、混合等を行うものを含む。）
（例1）油槽所（潤滑油ベースに添加剤を加えて出荷する油槽所を含む。）
（例2）石炭の集荷、出荷場（混炭を行う石炭の集荷、出荷場を含む。）
- ② 農林水産物の出荷のために、選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- ③ 業として保管を行う事業場で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所
- ④ 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ⑤ 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ⑥ 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等
- ⑦ LPガスを充填して小売する事業所等
- ⑧ 機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等
- ⑨ 自家発電所等

しかし、次のようなものは製造業等に係る工場又は事業場となる。

- ① 別法人格の共同火力発電所及び製造業等に属する工場の自家発電所で当該工場とは別の団地にあるものはすべて電気供給業として対象となる。
- ② 別法人格の共同熱供給所及び製造業等に属する工場の自家用の熱供給所で当該工場とは別の団地にあるものはすべて熱供給業として対象となる。
- ③ 別法人格の共同のガス製造工場及び製造業等に属する工場の自家用のガス製造工場が当該工場とは別の団地にあるものはすべてガス供給業として対象となる。
- ④ 特定の需要者に対し熱、電気、ガスのうち2つ以上のものを供給する事業所（いわゆるユーティリティ会社）は、それらの業種の兼業（11P参照）に属するものとして、対象とする。

2 一の団地（連続した一区画内の土地）

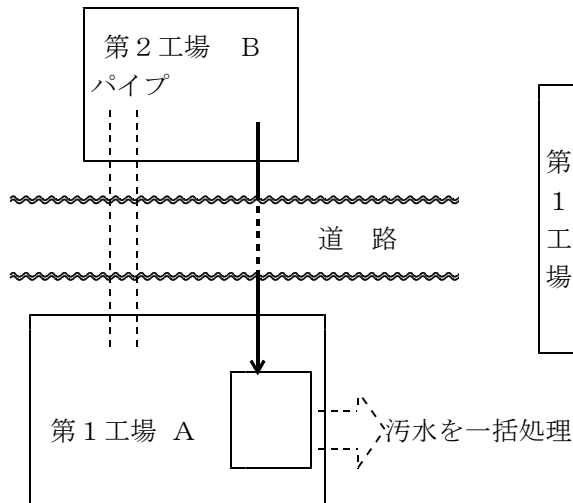
一の団地とは、連続した一区画内の土地をいい、いわゆる工業団地のことではない。したがって、道路、河川、鉄道等により2分されている場合は、通常は一の団地ではないが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

一の団地内の判断は、次の事例を参考とされたい。

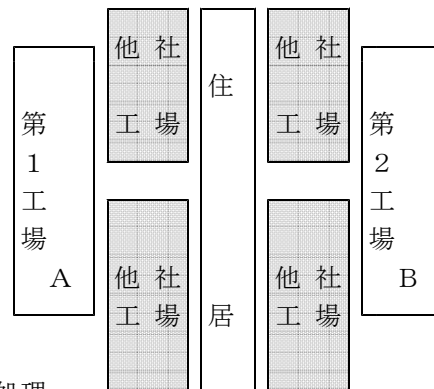
(1) 第1工場と第2工場の間には道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一の団地とする（例1参照）。

(2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は一の団地内としないので、第1工場の敷地面積はA、第2工場の敷地面積はBとなる（例2参照）。

(例1)

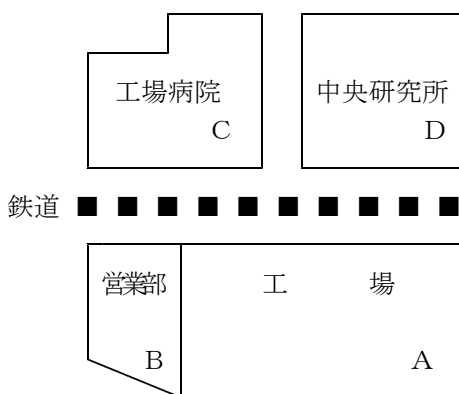


(例2)



(3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれ区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一の団地としない。なお、病院は敷地面積から除かれる（19P3(3)参照）。したがって、A及びBを一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとなる（例3参照）。

(例3)

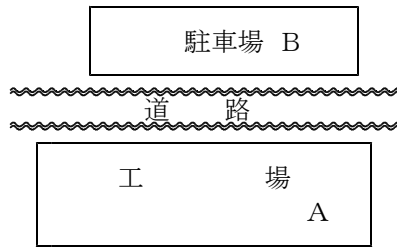


(4) 道路、鉄道等をはさんで、工場と駐車場とがある場合は一の団地とするので、工場敷地面積はA+Bとなる（例4参照）。

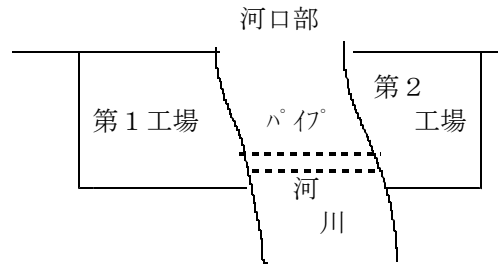
(5) 飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地としない。

(6) 高速道路等の幅の広い道路、又は河口部等の非常に幅の広い河川等が間に入る場合で工場の規模と比較して社会通念上、一の団地と解し難いものは、一の団地としない（例5参照）。

(例4)



(例5)

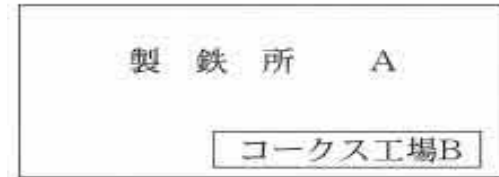


3 工場等の敷地面積

- (1) 工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。
- (2) 所有地でも借地等のいかんを問わず、当該工場等のように供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は親会社の工場敷地から除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものと解する。

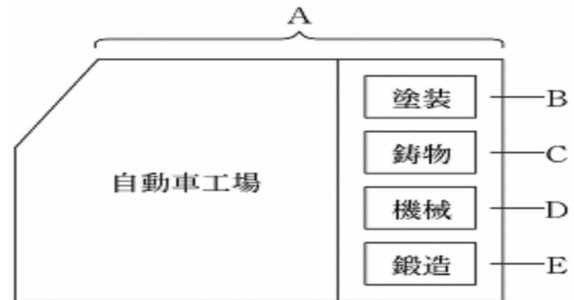
(例6) 自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合

製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いたA-Bとする。



(例7) 自社工場の敷地の一部を関連下請工場(法人格は異なる。)に貸地としている場合

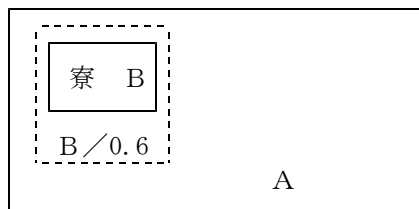
自動車整備工場の敷地面積はA-(B+C+D+E)とする。



- (3) 社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切がない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を除外する(例8参照)。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

(例8)

Aは全体の面積、Bは寮の建築面積とすると
工場敷地の面積は(A-B/0.6)となる



- (4) 海、河川、堀割、クレーク等公有水面上を埋立によらないで工場の用に供する施設の一部として使用している場合は当該水面は工場敷地面積には含めない。例えば、公有水面に材木を浮かべた貯水場や浮きドック、栈橋等の面積は工場敷地面積に含めない。

4 工場等の建築面積

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいう。その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。

すなわち、建築物（地階で地盤面上1 m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので、当該中心線から水平距離1 m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1 m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

5 生産施設

生産施設とは、規則第2条に規定する施設（※）をいい、物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいう。

(1) 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

(2) 倉庫関連施設

① 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置き場、若しくはタンク等もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。

② 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜取検査施設、計量施設は生産施設としない。

(3) 半製品又は中間製品のタンク・倉庫

半製品又は中間製品とは、当該工場における最終の製品に至るまでの製造工程の途中段階までに製造されるものをいうが、そのものの大半が販売品として、又は、系列会社等の原料として出荷される場合は当該工場における製品とみなし、半製品又は中間製品とはしないものとする。

① 半製品又は中間製品のタンクが製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合には生産施設とする。ただし、原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されている半製品又は中間製品のタンクは生産施設としない。

② 半製品又は中間製品の倉庫が規則第2条第1号の建築物（以下「工場建屋」という。）の中に含まれる場合には当該工場建屋を生産施設とする。

③ 原材料や製品の倉庫に半製品や中間製品が置かれていても当該倉庫は生産施設とはしない。

(4) タンク付随施設

生産施設でない貯蔵タンクに付属した加熱装置は当該タンクと一体の貯蔵施設とし、生産施設としない。

※ 生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

1 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物

2 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る付帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

・地下に設置される施設

地下に設置される施設とは、地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設をいい、生産施設としない。

・主要な部分に係る付帯施設

主要な部分に係る付帯施設とは、製造工程等形成施設のうち用益施設（次ページ（6））をいう。